相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市下落合五三一番地八、最後の住所神奈川県伊勢原市下落合五三一番地の八　被相続人　亡　山口　大輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月五日

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階　TGSパートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市西浦古宇三七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　眞野亜紀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月五日

静岡県沼津市吉田町三〇番七号

相続財産管理人　弁護士　髙木　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区西今川四丁目五〇番地、最後の住所大阪市東住吉区西今川四丁目一七番一三号スーパーコート東住吉二号館三〇八号　被相続人　亡　近藤　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月五日

大阪市北区西天満四丁目一一番二一号阪神神明ビル三〇二

相続財産管理人弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町境一八九五番地、最後の住所大阪府箕面市粟生新家五丁目二五番二〇号　被相続人　亡　根建　順男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月五日

大阪府東大阪市鴻池本町六番二七号

相続財産管理人弁護士　田中　稔子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市粒江七〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤原　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月五日

岡山県倉敷市昭和二丁目三番二四号

相続財産管理人　弁護士　岡本　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市十日市東一丁目九八八番地三、最後の住所大分県別府市上田の湯町五番三〇号青山マンションC－二　被相続人　亡　中土居咲千子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月五日

大分市都町三丁目七番二七－一五〇一号（アスティオン堀川）

相続財産管理人　北園　勝蔵

無縁墳墓等改葬公告

奥水間霊園墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者等の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として永代供養墓に改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十一年八月五日

一、墳墓等所在地　大阪府貝塚市蕎原字丸山一四六九

一、墳墓等の名称　宗教法人長慶寺・別院奥水間霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　大阪府貝塚市清児五九二番地　森山栄一　その他不詳

一、墳墓等使用者の氏名　森山栄一　伊佐見秀直　道上一浩

一、改葬を行おうとする者　大阪府貝塚市蕎原字丸山一四六九　宗教法人長慶寺・別院奥水間霊園奉賛会　会長　松永　雄重

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第二十条第三項及び旅行業者営業保証金規則第九条第二項の規定により次のように公告します。

一、旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

二、登録番号　香川県知事登録国内旅行業第一二五号

三、商号　株式会社シーエヌシー

四、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　高松市春日町一一〇五番地五　代表取締役　淺田　勉

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年８月５日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ニチイリビング　②東京都知事(1)88697　③代表取締役　寺田明彦　④東京都千代田区神田東松下町39番地　株式会社ニチイリビング　代表取締役　寺田明彦

①スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社　②東京都知事(1)88614　③代表取締役　河内中　④東京都港区赤坂二丁目17番22号　スター・マイカ株式会社　代表取締役　水永政志

①京浜商事不動産　②神奈川県知事(13)2136　③石田弘　④神奈川県川崎市川崎区小田四丁目17番12号　京浜商事不動産　石田弘相続人石田眞龜子

①株式会社ベニ　②岐阜県知事(1)4471　③代表取締役　黒川裕鏡　④岐阜県多治見市太平町４丁目60番地の１　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県多治見市西坂町４丁目208番地　株式会社ベニホールディングス　代表取締役　黒川裕鏡

①株式会社　柏木　②徳島県知事(1)2751　③代表取締役　柏木敏克　④徳島県那賀郡那賀町百合字石橋185番地　⑤1000万円　⑥徳島県知事　⑦徳島県那賀郡那賀町仁宇字学原247－１　株式会社　柏木代表取締役　柏木敏克

五、主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　高松市古新町七番地の八

六、旅行業の登録年月日　平成二十年六月十七日

七、登録の抹消年月日　平成二十一年七月十三日

八、営業保証金の額　金三百万円也

九、前号の営業保証金につき旅行業法第十七条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して香川県知事に提出してください。

十、前号の申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成二十一年八月五日

香川県高松市春日町一一〇五番地五　株式会社シーエヌシー　代表取締役　淺田　勉